

< 一般委託 >

公園廃棄物処分業務(一般委託)仕様書

公園廃棄物処分業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	市内管理公園から発生した廃棄物の処分を行う。
2	履行期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内1箇所(受託者が指定する場所)
4	業務内容	本市が発注する公園廃棄物収集運搬業務請負業者及び本市職員により、受託者処理施設へ持ち込まれた廃棄物の処分を行う。 なお、持ち込み日は原則として土日及び祝日を除く毎日とする。 処理業務を遂行にあたり、産業廃棄物処理票を提出すること。
5	特記事項1	別紙「産業廃棄物処理事業共通仕様書」のとおり
6	特記事項2	この契約で示した内訳単価以外を使用する場合には、別途協議により決定する。
7	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)産業廃棄物処分業許可(「種類:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、横須賀市長の許可)
9	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託) 混合廃棄物・廃プラスチック類・ガラスくず、がれき類及び陶磁器くず(/ kg) 自転車、バイク(/ 台)
10	支払方法	本件は2回払い(12月・3月の未締め)で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
11	その他事項	・年度当初に委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から9月30日まで、本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
12	監督員 連絡先	環境政策部 公園管理課 小番 和久

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

内 訳 表

公園廃棄物処分費

(税抜き)

廃棄物名	種 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
混合廃棄物	廃プラ・金属くず・建設くず等の混合	kg	4,000	90	
廃プラスチック類	合成樹脂くず、廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル等	kg	3,000	90	
ガラスくず、ガレキ類及び陶磁器くず	空き瓶、レンガくず、磁器くず、コンクリート破片等	kg	3,550	60	
自転車		台	5	1,500	
バイク	125CCまで	台	3	3,000	

契約単価欄は、契約者が記入する。

契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

予定数量に単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[処分用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の処分に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： 別紙のとおり

数量： 別紙のとおり

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物の処分に関して、処分先等を明記したものを契約書に添付しなければならない。

4 甲の排出した産業廃棄物の、乙の所有する「処分施設」への搬入は、甲もしくは甲が指定する収集運搬業者が行うものとする。

5 甲が収集運搬を変更した場合は、変更後の収集運搬業者の会社名称及び所在地を記載した文書を速やかに、乙に交付するものとする。

6 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

7 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に処分業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処分業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

8 甲は、委託する産業廃棄物の処分にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

9 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

10 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、乙の所有する処分施設に荷降ろしされた後処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストD票及びE票で代えることができる。

（検査等）

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

（契約の解除）

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

（協議）

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先(中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

上記の事業場が中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先 : _____
保管場所の能力 : _____

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

下記別表の通り

廃棄物の種類	性状	荷姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他注意事項
混合廃棄物	バラ	バラ	なし	なし	なし
廃プラスチック類	バラ	バラ	なし	なし	なし
ガラスくず、ガレキ類及び陶磁器くず	バラ	バラ	なし	なし	なし
自転車	バラ	バラ	なし	なし	なし
バイク	バラ	バラ	なし	なし	なし

(仕様書第2条第4項関係)

令和 年 月 日

様

収集運搬業者通知書

令和__年__月__日付けで契約した _____ に係る収集運搬業者を
下記のとおり指定いたします。

名 称: _____
所 在 地: _____
許 可: _____
許可期限: _____
事業範囲: _____
許可品目: _____
許可条件: _____
許可番号: _____